

仕 様 書

- | | |
|------------|---|
| 1. 名 称 | ロール紙 (ほか 43 点 (港区役所・保健福祉課・保健衛生) 買入 |
| 2. 規格品及び数量 | 別紙 明細書のとおり |
| 3. 納 入 場 所 | <p>港区役所 保健福祉課</p> <p>(大阪市港区市岡 1-15-25 港区役所 3 階)</p> <p>納入については、原則平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分の間とするが、納期の関係上前述以外での納品となる場合は、事前に事業担当と協議のうえ対応することも可とする。</p> |
| 4. 納 入 期 限 | 令和 7 年 10 月 31 日 (金) |
| 5. 担 当 者 | <p>港区役所 保健福祉課 (保健衛生) 安達 3 階 34 番窓口</p> <p>大阪市港区市岡 1-15-25</p> <p>電話 06-6576-9882</p> <p>F A X 06-6572-9514</p> |
| 6. そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・納品する製品については、「大阪市グリーン調達方針」に則った製品を納品すること
 (http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html) ・「大阪市グリーン調達方針」に合う製品がないものについては、担当者
と納品前に調整すること ・契約後、製品の品名及び品番、単価明細を提出すること ・納品時の検品の際は、本市担当者と共に立ち会うこと ・納品物が不良品であった場合は、速やかに無償で交換すること ・別添各種特記仕様書を遵守すること ・納品物もしくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第
三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補
償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。
ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない ・契約金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする ・見積の提出に当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、
質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ見積書
を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付し |

ない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
なお、同等品の可否については、カタログ等により公表されている情報にて判断する。